

青森県報

第三千七百七十一号

平成二十一年
十二月七日
(月曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(健康福祉課)……………一

右 同……………(同)……………一

右 同……………(同)……………二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同)……………二

右 同……………(同)……………二

右 同……………(同)……………三

公 告

争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課)……………三

建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局)……………三

右 同……………(上北地域県民局)……………三

雑 報……………(新産業都市建設事業団)……………四

個別外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(同)……………四

告

示

青森県告示第七百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地				
医療法人杏林会	東京都目黒区中央二丁目五の二	介護予防訪問看護	リハビリパーク訪問看護ステーション	八戸市小中野一丁目四の四二	平成 三・九 一

青森県告示第七百八十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社アイリスケアサービス	主たる事務所の所在地 八戸市小中野一丁目四の四二	名 称	特定福祉用具販売事業者	指 定 年月日
アイリスケアサービス	所 在 地 八戸市小中野四丁目三の四五	名 称	特定福祉用具販売事業所	平成 三・九一

青森県告示第七百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社アイリスケアサービス	主たる事務所の所在地 八戸市小中野一丁目四の四二	名 称	特定介護予防福祉用具販売事業者	指 定 年月日
アイリスケアサービス	所 在 地 八戸市小中野四丁目三の四五	名 称	特定介護予防福祉用具販売事業所	平成 三・九一

青森県告示第七百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十五条の二の規定により、次の指定介護機関が

ら廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社マユミックス	主たる事務所の所在地 五所川原市字下り枝一三の六	名 称	居宅介護事業者	廃 止 年月日
訪問看護	居宅介護事業の種類	名 称	居宅介護事業所	平成 三・八三
五所川原中央訪問看護ステーション	所 在 地 五所川原市字下り枝一三の六	名 称	居宅介護事業所	平成 三・八三

青森県告示第七百八十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十五条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社マユミックス	主たる事務所の所在地 五所川原市字下り枝一三の六	名 称	介護予防事業者	廃 止 年月日
訪問看護	介護予防事業の種類	名 称	介護予防事業所	平成 三・八三
五所川原中央訪問看護ステーション	所 在 地 五所川原市字下り枝一三の六	名 称	介護予防事業所	平成 三・八三

青森県告示第七百八十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
有限会社マユミックス	五所川原市字下り枝一三の六	五所川原中央居宅介護支援センター	五所川原市字下り枝一三の六	平成二・九・三〇

公 告

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長田村政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇〇九年組合要求の前進及び実現

二 争議行為をなす日時

平成二十一年十二月十一日午前零時以降受結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社角弘スチール加工センター

二 代表者の氏名 小田桐 健藏

三 主たる営業所の所在地 青森市新町二丁目五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一二七号

五 取消年月日 平成二十一年十一月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十一年十一月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社小原技建
- 二 代表者の氏名 小原 正子
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西三番町三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一五七一四号
- 五 取消年月日 平成二十一年十一月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年九月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

青森県事業団監事告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十二月七日

青森県新産業都市建設事業団

監事	三 橋 一 三
監事	大 野 善 弘

一 個別外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
倉 成 美 納 里	八 戸 市 大 字 本 徒 士 町 三 番 地 三

宮 下 宗 久	八 戸 市 一 番 町 一 丁 目 六 番 地 二 五
---------	-----------------------------

二 個別外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成二十一年十一月二十日から平成二十二年一月二十日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭